

追加議案資料

提出案件数一覧表

区 分	件 数
1 条 例	
(1) 一部改正	1
2 予 算	
(1) 令和7年度補正予算	
ア 一般会計	1
(2) 令和8年度補正予算	
ア 一般会計	1
イ 特別会計	2
ウ 企業会計	2
計	7

令和8年2月定例議会 追加提出議案一覧表

令和8年3月10日

- | | |
|--------|----------------------------------|
| 第41号議案 | 犬山市立保育園条例及び犬山市立認定こども園条例の一部改正について |
| 第42号議案 | 令和7年度犬山市一般会計補正予算（第10号） |
| 第43号議案 | 令和8年度犬山市一般会計補正予算（第1号） |
| 第44号議案 | 令和8年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第1号） |
| 第45号議案 | 令和8年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第1号） |
| 第46号議案 | 令和8年度犬山市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 第47号議案 | 令和8年度犬山市下水道事業会計補正予算（第1号） |

《一部改正》

- 犬山市立保育園条例及び犬山市立認定こども園条例の一部改正について（第41号議案）

【趣旨】

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を公立保育園（認定こども園を含む。）において実施するため、当該事業を利用する際、保護者から徴収する利用料の額（1時間当たり300円）、給食費等実費相当額を徴収することなどを定めるため条例の一部を改正するもの。

※令和8年4月より羽黒南子ども未来園（認定こども園）にて事業実施することになるが、今後利用状況により他の「保育園」にて事業実施することを想定し、「犬山市立保育園条例」もあわせて改正するもの。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

令和6年6月16日に公布された子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象に、月一定時間（月10時間を上限）までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度が創設され、令和8年4月からは全国自治体にて実施することとされている。

※当市は、1月当たり上限可能時間を10時間とする。

【内容】

- 利用料の考え方について

令和8年1月27日付こ成保第47号こども家庭庁成育局長通知により、利用料について以下のとおり示されたことから、当市における利用料について1時間当たり300円と定める。

上記通知文のうち「第3 支払 1 利用料について」

～良質な特定乳児等通園支援を提供するために必要な取組を行う場合に、乳児等支援給付認定保護者から当該取組の内容等に応じて必要な額（以下「利用料」という。）の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができること。利用料は、乳児等支援給付認定子どもによる1時間当たりの特定乳児等通園支援の利用につき300円程度を標準とし、実際に利用料を定める際には、乳児等支援給付認定保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮すること。～

（次ページへつづく）

○ 利用料の減免について

国通知文では「経済的負担の軽減について適切に配慮すること」とされているものの減免の実施は、事業実施事業者が判断することとされ（※）、具体的な金額等の提示はされていない。

当市における減免規定は、国が示した給付費の基準において、利用料の減額を行った場合に加算できる額をもとに減免額を決定している。（減免額は規則で定める。）

※こども家庭庁資料「こども誰でも通園制度に関するQ&A【第19版】（令和8年2月27日改定）

減免額について（1時間当たり減免額）

- ・生活保護世帯等：300円（利用者負担額 0円）
- ・市町村民税所得割額77,101円未満の世帯：200円（利用者負担額 100円）
- ・保護者の養育を支援することが特に必要と市長が認めた世帯のうち、乳幼児及びその保護者の心身の状況、養育環境等を踏まえ、利用料を軽減することが適当と認める世帯：200円（利用者負担額 100円）

【事業実施について】

○ 公立保育園での実施について

- 1 実施場所：羽黒南子ども未来園（認定こども園）（一時保育と同じ部屋で実施）
- 2 利用日：平日 月曜日から金曜日まで（土日祝日、年末年始を除く。）
- 3 利用時間：午前10時から午後3時まで（1時間単位での利用とする。）
- 4 給食提供：給食提供あり（アレルギー対応児童は弁当持参）
※給食提供の場合は保護者より実費徴収（おやつ提供なし）
- 5 利用定員：3名（0歳児（1名）、1歳児（1名）、2歳児（1名））
- 6 利用料金：1時間当たり300円（保護者からの申請による減免あり）

○ 民間事業所での実施について

- ・利用日時、利用時間帯、給食提供の有無、利用料金額の設定等は事業者による設定となるため提供できる内容、金額等は、公立園と同様ではない。
- ・令和8年3月2日現在、民間事業所による認可申請はなし。
（市内民間保育所1施設から相談を受けている状況。なお、民間幼稚園1施設は一旦事業実施見送りの連絡あり。）
- ・民間事業所での実施の場合は、毎月事業所からの請求（利用実績に基づく算定）により給付費として施設へ支払うことになる。

【今後のスケジュール】

- 令和8年4月1日より 利用者による利用登録の受付開始
（市による審査により順次利用登録証を発行）
- 令和8年4月中旬頃 利用のための事前親子面談（場所：羽黒南子ども未来園）
利用開始

【施行日】

令和8年4月1日

令和8年2月定例議会 会計別補正予算額一覧表
【 追加提案分 】

(単位：千円)

会計名		当初予算額	補正前の 予算額	補正予算額 令和7年度 第10号	補正後の 予算額
一般会計		30,979,234	33,876,543	55,281	33,931,824
特別 会計	国民健康保険 特別会計	6,668,427	6,369,181		6,369,181
	犬山城費計 特別会計	324,802	428,628		428,628
	木曾川うかい 事業費特別会計	65,658	65,150		65,150
	介護保険計 特別会計	5,639,051	5,846,908		5,846,908
	後期高齢者医療 特別会計	1,844,182	1,833,459		1,833,459
	小計	14,542,120	14,543,326	0	14,543,326
企業 会計	水道事業会計	1,810,198	1,813,860		1,813,860
	下水道事業会計	4,031,650	4,058,677		4,058,677
	小計	5,841,848	5,872,537	0	5,872,537
合計		51,363,202	54,292,406	55,281	54,347,687

※ 水道事業会計及び下水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

○ 令和7年度犬山市一般会計補正予算（第10号）に計上した事業

経営部 総務課

《一般会計》

○ 退職手当の追加

補正予算要求額55,281千円

【補正理由】

追加で正規職員が自己都合で退職することに伴い、退職手当を支給する必要があるため、補正予算を計上するもの。

【内容】

職員の退職手当

【概略スケジュール】

関係条例の規定により、退職日各日から1月以内に支給する。

【要求額の積算】

	金額（千円）
退職手当追加分（4名）	55,281

※一般管理費（2款1項1目）に計上

【その他】

補正前は、特別職1名、正規職員12名、臨時的任用職員2名、会計年度任用職員5名分を計上済み。

令和8年2月定例議会 会計別補正予算額一覧表
【 追加提案分 】

(単位：千円)

会計名	当初予算額	補正前の 予算額	補正予算額 令和8年度 第1号	補正後の 予算額	
一般会計	31,390,978	31,390,978	44,455	31,435,433	
特別 会計	国民健康保険 特別会計	5,736,002	5,736,002		5,736,002
	犬山城費 特別会計	512,849	512,849	0	512,849
	木曾川うかい 事業費特別会計	66,852	66,852	120	66,972
	介護保険 特別会計	5,761,165	5,761,165		5,761,165
	後期高齢者医療 特別会計	1,981,884	1,981,884		1,981,884
	小計	14,058,752	14,058,752	120	14,058,872
企業 会計	水道事業会計	1,815,980	1,815,980	120	1,816,100
	下水道事業会計	4,164,232	4,164,232	240	4,164,472
	小計	5,980,212	5,980,212	360	5,980,572
合計	51,429,942	51,429,942	44,935	51,474,877	

※ 水道事業会計及び下水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

○ 令和8年度犬山市一般会計補正予算（第1号）等に計上した事業

経営部 総務課

《一般会計 外》

○ 通勤手当（駐車場料金）の新設

補正予算要求額45,486千円

【補正理由】

令和7年人事院勧告による、通勤手当の改正について反映するもの。令和8年度当初予算計上時点では、当該手当の支給額の算出方法等が国から示されていなかったが、その後に関連する人事院規則が改正され、新たに駐車場料金に係る通勤手当を支給するため、補正予算を計上するもの。

【内容】

従来の通勤手当に加え、自動車、バイク、原動機付自転車使用者のうち、通勤経路上の周辺に、駐車場を日常的に使用し、その料金を負担している者を対象として、駐車場料金相当額（1月当たり上限5,000円）を通勤手当又は費用弁償として支給する。

【対象職員】

通勤手当

正規職員380人、フルタイム会計年度任用職員54人、臨時的任用職員2人
費用弁償

パートタイム会計年度任用職員554人

【効果】

- ・職員の通勤に係る駐車場費用の自己負担を軽減することができる。
- ・民間企業との給与水準の均衡を図ることができる。

【概略スケジュール】

令和8年4月分から支給を開始

【要求額の積算】

(単位：千円)

会計名	通勤手当	費用弁償	合計
一般会計	25,620	18,835	44,455
犬山城費特別会計	180	44	224
木曾川うかい事業費特別会計	120	—	120
水道事業会計	360	87	447
下水道事業会計	240	—	240
合計	26,520	18,966	45,486